

「情報セキュリティに関する特記」の読み替え

この契約書に添付されている「情報セキュリティに関する特記」又は「豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」について、第1条中「豊田市情報セキュリティ基本要綱（平成15年8月1日市長決定）」とあるのは「豊田市教育情報セキュリティ対策基準（令和4年12月22日教育長決定）」と読み替えるものとします。